三十分間を超え四十分間以下の遮炎性能を有することを確かめる場合	九十六万円
四十分間を超え五十分間以下の遮炎性能を有することを確かめる場合	九十七万円
五十分間を超え六十分間以下の遮炎性能を有することを確かめる場合	九十八万円
六十分間を超え七十五分間以下の遮炎性能を有することを確かめる場合	九十九万円
七十五分間を超え九十分間以下の遮炎性能を有することを確かめる場合	百一万円
九十分間を超え百五分間以下の遮炎性能を有することを確かめる場合	百三万円
百五分間を超え百二十分間以下の遮炎性能を有することを確かめる場合	百四万円
法第六十二条の認定に係る評価	六十九万円
（削る）	
（略）	

令第百十二条第二項の認定に係る評価	
非耐力壁について加熱開始後一時間、加熱面以外の面の温度が可燃物燃焼温度以上に上昇しないものであること等を確かめる場合	百十五万円
耐力壁について加熱開始後一時間、構造耐力上支障のある変形等を生じないものであること等を確かめる場合	百四十八万円
柱について加熱開始後一時間、構造耐力上支障のある変形等を生じないものであることを確かめる場合	百四十三万円
床又ははりについて加熱開始後一時間、構造耐力上支障のある変形等を生じないものであること等を確かめる場合	百五十万円
軒裏について加熱開始後一時間、加熱面以外の面の温度が可燃物燃焼温度以上に上昇しないものであることを確かめる場合	百十五万円
（略）	

法第六十三条の認定に係る評価	六十九万円
法第六十四条の認定に係る評価	九十四万円
（略）	
（新設）	